

2019年11月26日

不祥事件の発生について

株式会社 秋田銀行（頭取 新谷 明弘）におきまして、このたび誠に遺憾ながら、当行の元行員がお客様の預金を着服するという不祥事件が発生いたしました。

公共的な役割を担い、信用を第一とする金融機関において、このような事件が発生させましたことを深く反省いたしますとともに、日頃から当行をご愛顧いただいておりますお客様、地域の皆様ならびに株主の皆様に、心からお詫び申し上げます。

当行では、今般の不祥事件を厳粛に受け止め、再発防止に向けて、内部管理態勢の一層の充実・強化をはかり、役職員が一体となって信頼回復に全力で取り組んでまいります。

記

1 事件の概要

(1) 当事者

当行外旭川支店（秋田県秋田市）に勤務していた元行員（特定職女性、36歳）

(2) 事件内容

お客様から不正にお預かりした払戻請求書を使用し、お客様の来店を偽装して窓口係に払い出しを依頼のうえ現金を着服していたものです。

また、1回あたり100万円以上の払い出しについては、本人確認の手続きをすり抜けるため、不正に開設していた第三者のお客様の口座に一旦振り替えたうえで、不正に入手した払戻請求書と本人確認資料により、第三者のお客様の来店による払い出しを偽装して着服していたものです。

(3) 発生期間

2015（平成27）年12月8日から2019（令和1）年10月31日まで（着服回数24回）

(4) 事故金額

	着 服 額	お客様数
お客様から着服した累計額	24,720,000 円	1 名
実質被害額（未返金額）	0 円	—

(5) 使 途

遊興費およびクレジット等を含む借入金の返済

(6) 発覚の経緯

被害を受けたお客様の渉外担当である行員が、お客様との面談時にお客様の通帳を確認した際、短期間のうちに数十万円単位の現金が複数回引き出されていることを不審に思い、それを端緒に内部調査を進めたところ、2019年11月8日に着服が発覚いたしました。

2 お客様への対応

ご迷惑をおかけしたお客様へは、速やかにお詫び申しあげ、実質被害金額については、当行の責任において全額弁済しております。

3 関係機関への報告

本件につきましては、すでに監督官庁に報告しているとともに、所轄警察署に相談しております。

4 当事者等の処分

当行の就業規則に基づき、当事者については、すでに懲戒解雇処分としているほか、本件に関する管理監督者についても、減給処分を行っております。

さらに、今般の事態を厳粛に受け止め、責任を明確にするため、代表取締役会長、代表取締役頭取ならびに担当役員2名について、役員報酬を一部返上いたします。

5 再発防止策

法令等遵守の徹底につきましては、これまでも最重要課題として認識し、行内の態勢整備に努めてまいりましたが、今般の事態を厳粛に受け止め、行員の日常生活指導の強化、事務の基本動作の徹底、行員に対するコンプライアンス教育の再徹底など、内部態勢面を中心に再発防止に向け総点検を行い、役職員一同全力を挙げて信頼回復に取り組んでまいります。

(以 上)

【本件に関するお客様専用のお問い合わせ窓口】

秋田銀行専用ダイヤル 0120-001-260 (フリーダイヤル)

受付時間：午前9時から午後5時まで(土・日・祝日を除く)